

質問と回答（令和5年11月17日時点）①

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回答
1	その他	建物をそのまま使用する予定だが、その場合においても、関係部署との事前調整は必要となるか。	建物をそのまま使用し、学校と同じような用途で使用する場合であっても、建築基準法上の「用途」が変更となる場合があります。その場合、建物の改修等が必要となりますので、担当課（建築住宅課）へ事前に問い合わせいただき、必要な手続き等を確認したうえで、ご提案ください。
2	その他	再度、学校の見学を行いたいが可能か。	再度の見学については、個別に順次対応しますので、希望者は事務局までご連絡ください。
3	その他	図面等貸与データに入っているデータ以外の図面は借用可能か。	貸与データ以外の図面が必要な場合は、個別に順次対応しますので、事務局までご連絡ください。